

官製談合防止法違反等不正事件に係る再発防止策の対応状況一覧(平成28年2月1日現在)

再発防止策		※担当課	再発防止の取組状況
1 現行制度の運用において徹底・強化	(1)修繕記録(写真)の必須書類化	履行確認における事後検証の対策として、修繕記録(写真)を検査書類の添付書類とし、契約書等と共に保存することにより、業務の履行履歴を明らかにできるようにする。	契約課 契約事務の手引及びさいたま市施設修繕契約事務取扱要綱等を改正し、平成27年4月1日より修繕記録(写真)を原則として必須書類とし、契約書等と同様、保存文書とした。
	(2)適正に契約事務を執行するための制度の徹底	適正に契約事務を執行するために、部長が事業の適正性を確認すること、職員が業務発注時の部長承認の意義を理解すること、業務執行時にチェックリストを活用することについて徹底するため、毎年度当初に庁内通知を行う。	契約課 「所管部長の承認」及び「チェックリストの活用」の徹底について、平成27年4月6日に財政局長通知を行った。 ※年度当初に毎年通知する予定
	(3)再任用職員の活用による業務進捗管理とチェック体制の補完	修繕業務の進捗管理と組織的なチェック体制を補完させるため、豊富な業務経験を持った再任用職員の配置について充実を図る。	人事課 平成27年4月1日より南北公園管理事務所の再任用職員を増員した。 都市総務課 南北公園管理事務所に配した再任用職員により、組織的なチェック体制を構築した。
	(4)さいたま市契約事務執行にあたっての行動指針の徹底	企業等との禁止行為や企業等を執務室内に立ち入らせないことなどの執務環境の整備等を規定した「さいたま市契約事務執行にあたっての行動指針」を徹底させるため、定期的に周知を行う。	契約課 「さいたま市契約事務執行にあたっての行動指針」の徹底について、平成27年7月1日、10月1日、平成28年1月4日に電子掲示板へ掲出する事で庁内周知を行った。 ※四半期ごとに掲出予定
	(5)施設修繕の監査対象を拡大	金額の制限を設けず、すべての施設修繕を対象として抽出し、工事監査を実施する。	監査課 すべての施設修繕を対象として抽出し、工事監査を実施することとした。平成27年度の監査対象(予定)件数は15件を予定しており、現在は10件実施済で、5件について実施中。
2 職員のマネジメント力の更なる向上	(1)官製談合防止マニュアルの整備	官製談合防止法の知識向上や具体的な対応策をまとめた官製談合防止マニュアルを作成し、庁内周知を図る。	調達課 官製談合防止マニュアルを策定し、平成27年3月9日に財政局長通知を行った。
	(2)官製談合防止に関する研修の拡充	官製談合防止を徹底するため、具体的な事例から対応策や法令知識等を学ぶことのできる、DVD教材を活用した研修についてを受講対象を広げて実施する。	法務・コンプライアンス課 平成26年10月からDVD教材の貸出開始。平成28年2月1日時点で22の部署でDVD利用。
	(3)業者対応自己点検シートによる面接実施	契約事務を所掌する所管における職員の業者対応に関するチェックシートを作成し、職員がセルフチェックを行うとともに、その結果に基づいて所属長等が面接を行う。	法務・コンプライアンス課 平成27年7月1日に全庁の職員にセルフチェックの実施依頼(実施者:7815人)。その結果に基づいて所属長が面接を実施するよう併せて依頼した。
	(4)コンプライアンスハンドブックの充実	コンプライアンスハンドブックに、官製談合防止に係る不祥事事例や具体的な法令知識等の内容を追加、その活用を図る。	法務・コンプライアンス課 平成27年7月9日コンプライアンスハンドブック改訂版を発行した。
	(5)管理職のマネジメント力の強化	管理職を対象として、所属職員に対する指導力や組織におけるコンプライアンス向上の取組等のマネジメントを強化する研修を実施する。	法務・コンプライアンス課 平成27年8月4日リスクマネジメント研修を実施(124名参加)した。
3 不正職を場起こさず	(1)局区における主体的なコンプライアンスの取組強化	局区における主体的なコンプライアンスの取組に関して、庁内での情報共有を図り、それぞれの取組を強化する。	法務・コンプライアンス課 平成26年度の局区におけるコンプライアンスの主体的な取組について、平成27年5月19日全庁的に情報共有。平成27年度は、全庁的に共有した取組内容を基に更に効果的なコンプライアンスの取組を実施中。
	(2)コンプライアンス・リーダーの養成	各所属において、コンプライアンスを日常的に徹底する組織風土を根付かせるコンプライアンス・リーダーを養成する。	法務・コンプライアンス課 平成27年6月1日局区コンプライアンス・リーダー設置。平成27年8月31日コンプライアンス・リーダー養成研修を実施。現在も各所属の組織風土向上を目的として活動中。

※ 担当課は、平成27年度の担当課を記載